

## 第6号様式記載要領

- 1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。なお、事業税及び地方法人特別税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所)所在地の道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付してください。
- 3 ※印の欄は記載する必要はありません。
- 4 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載します。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付してください。
- 5 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記してください。
- 6 連結法人(法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であった法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑥」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載します。
- 7 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1(1)から別表1(3)まで)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載します。
- 8 道府県民税の「①のうち見込納付額②」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第145条において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。)(同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。)を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。
- 9 事業税の「所得金額総額③」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては第6号様式別表5の「合計④」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計⑤」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額⑦」の欄の金額を控除した金額を記載します。
- 10 事業税の「付加価値額総額⑧」又は「資本金等の額総額⑨」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑩」又は「課税標準となる資本金等の額⑪」の各欄の金額をそれぞれ記載します。
- 11 事業税の「⑧のうち見込納付額⑫」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項(法第72条の28第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。
- 12 地方法人特別税の「所得割に係る地方法人特別税額⑬」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「計⑭」又は「軽減税率不適用法人の金額⑯」の「税額」の欄の金額を記載します。
- 13 地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額⑭」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額⑮」の「税額」の欄の金額を記載します。
- 14 地方法人特別税の「⑭のうち見込納付額⑯」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。
- 15 事業税の「所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(43))⑯」の欄は、法人税法第81条の9第3項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4の2付表)の「仮計(43)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載します。
- 16 「法第15条の4の徵収猶予を受けようとする税額⑯」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載します。
- 17 還付請求の「中間納付額⑯」の欄は、法第53条第20項又は法第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は政令第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができます。
- 18 還付請求の「利子割額⑯」の欄は、法第53条第40項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができます。

## 法人県民税・事業税・地方法人特別税の税率は次のとおりです。

(税率はH20年10月1日以後に開始した事業年度のものです。それ以前の事業年度についてのお問い合わせください)

### 1 法人県民税 イ 法人税割

4.0%  
(5.8%)  
(※1)

ただし、資本金の額又は出資金額が1億円以下の法人（「保険業法に規定する相互会社」「資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社」「投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人」「法人課税信託に係る受託法人」を除く。）で、かつ、法人税割額の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下の法人は、3.2% (5.0%)  
(※2) (※1)

(※1) () 内の税率はH20年10月1日～H26年9月30日に開始した事業年度に適用

(※2) 事業年度が1年に満たない法人については、1,000万円に月数を乗じて得た額を12で除して得た額と読み替えてください。（月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じた時は、1月とする。）また、他の都道府県に事務所又は事業所を有する場合は、分割される前の額とします。

### ロ 均等割（H20年10月1日以後開始事業年度～）

資本金等の額が1,000万円以下である法人又は公共法人及び公益法人等	年額	20,000円
資本金等の額が1,000万を越え1億円以下である法人	"	50,000円
資本金等の額が1億円を超える10億円以下である法人	"	130,000円
資本金等の額が10億円を超える50億円以下である法人	"	540,000円
資本金等の額が50億円を超える法人	"	800,000円

### 2 法人事業税

イ 収入割（収入金課税法人） 0.9% (H26年10月1日以後に開始した事業年度)  
0.7% (H20年10月1日～H26年9月30日に開始した事業年度)

### ロ 所得割（所得金課税法人）

所得金額の区分	特別法人	外形標準課税対象法人（※3）	その他の法人
所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	2.2%	3.4%
	2.7%	1.5%	2.7%
所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得（※4）	4.6%		
	3.6%		
所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額		3.2%	5.1%
		2.2%	4.0%
所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得（※4）		4.3%	6.7%
		2.9%	5.3%
軽減税率不適用法人（※5）	4.6%	4.3%	6.7%
	3.6%	2.9%	5.3%

各区分 (上段) H26年10月1日以後に開始した事業年度に適用

(下段) H20年10月1日～H26年9月30日に開始した事業年度に適用

(※3) 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人（公共法人・公益法人及び特別法人等を除く）

(※4) 平成22年度税制改正より、清算所得課税が廃止され、平成22年10月1日以後に解散した法人については、通常の所得課税の税率が適用されます。

(※5) 3以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額（又は出資金の額）が1,000万以上の法人

ハ 付加価値割（外形標準課税対象法人） 0.48% ニ 資本割（外形標準課税対象法人） 0.2%

### 3 地方法人特別税

課 税 標 準	H26.10.1以後開始	H26.9.30以前開始
外形標準課税法人の法人事業税所得割額	67.4%	148%
外形標準課税法人以外の法人事業税所得割額及び収入金額課税法人の法人事業税収入割額	43.2%	81%